

## 小田原市市税条例施行規則の一部改正の素案

### 1 改正の背景

小田原市のP R等のために、デザインを用いた原動機付自転車の標識（いわゆる「ご当地ナンバープレート」）を交付することに伴い、原動機付自転車の標識の仕様を定めた様式の整備を行う必要があるため、小田原市市税条例施行規則の一部を改正するものです。

### 2 改正の内容

原動機付自転車の標識の仕様を定めた様式について、次の仕様を加えることとします。（様式第45号関係）

- (1) 無地単色となっている標識の地に市長が定める文字及びイラストを表示することができることとする。
- (2) イラストを表示した場合、標識の文字及び数字の位置をずらし、又は大きさを適宜変更して、表示できることとする。

### 3 施行予定日

令和4年1月1日